

令和5年度第1回沖縄地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月3日(月) 14:58~16:00
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館共用大会議室(2階)
- 3 出席者
公益代表委員 5名(岩橋培樹、上江洲純子、島袋秀勝、城間貞、西村オリ工 敬称略)
労働者代表委員 5名(石川修治、喜納浩信、知花優、照喜名朝和、野原陽子 敬称略)
使用者代表委員 4名(親川進、佐久本和代、比嘉華奈江、福地敦士、敬称略)
事務局 5名(西川労働局長、嘉数労働基準部長、小池賃金室長、
宜間賃金室長補佐、柴垣労働基準監督官)
- 4 議題等
 - (1) 沖縄地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選任
 - (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について(諮問)
 - (3) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程について
 - (4) 沖縄県最低賃金専門部会の設置等について
 - (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
 - (6) 運営小委員会の設置等について
 - (7) 沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画について
 - (8) その他
- 5 決定事項の添付
 - ・「第1回沖縄地方最低賃金審議会(議事録)」
 - ・「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿」
 - ・「沖縄地方最低賃金審議会運営規程」
 - ・「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金運営小委員会委員名簿」
 - ・「沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」
 - ・「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会審議計画」
 - ・「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会審議日程」

第1回沖縄地方最低賃金審議会（議事録）

○小池賃金室長

皆さま、こんにちは。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻より若干早いですけれども、ご出席予定者の方の出席が揃っておりますので、これより令和5年度第1回沖縄地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日の審議会は、皆さまの机の上に配布させていただいております、議事次第に従って進めさせていただきます。

なお、議事の進行につきましては、最低賃金法第24条第3項の規定により、審議会の会長が行うこととなっておりますが、本日は、今年度第1回目の会議ということでございますので、冒頭部分は事務局の方で務めさせていただきます。

これから、私の方で説明させていただきます内容に、根拠となる関係法令、条文等を述べさせていただきますが、その関係法令の条文の内容等につきましては、資料編の9ページに資料6というのがございます。

そちらに、抜粋版がございますので、ご参考いただきたいと思います。

また、関係法令の詳細につきましては、本日、委員の方に配布させていただいております、緑色の令和5年度版最低賃金決定要欄に掲載されておりますので、必要に応じて参考にさせていただければと思います。

はじめに、審議会の開催に当たりまして、各委員の出席の状況でございますが、沖縄地方最低賃金審議会の委員につきましては、最低賃金審議会令第2条第1項に基づきまして、公益、労働者側、使用者側各5名、計15名で構成されております。

本日の委員出席者数は、公益委員が5名、労働者委員が5名、使用者側委員が4名でございます。

よって、本審議会は、審議会令第5条第2項の定足数を満たしており、本審議会が、有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、議事次第、第1番目の沖縄地方最低賃金審議会委員のご紹介に入ります。

委員の皆様につきましては、本年4月1日から令和7年3月31日までの2年の任期となっておりますので、よろしく願います。

また、任命させていただきました委員の皆様には、本来であれば、労働局長からお一人ずつ辞令をお渡しすべきところがございますが、時間の制約上、お

手元に辞令をお配りさせていただいておりますので、これをもって辞令交付に代えさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、今年度から労働者側委員 2 名、使用者側委員 1 名が、新たに任命されましたので、委員全員をご紹介させていただきたいと思っております。

資料の 1 ページに、名簿がございます。

名簿順にお名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちいただいてご挨拶いただければと思っております。

よろしくお願いいたします。

(委員紹介・挨拶)

なお、本日は、使用者側田端一雄委員が欠席となっております。

以上で、委員のご紹介を終わりたいと思っております。

併せまして、事務局のご紹介をさせていただきます。

最初に西川昌登労働局長です。

○西川労働局長

西川でございます。よろしくお願いいたします。

○小池賃金室長

続きまして、嘉数労働基準部長です。

○嘉数労働基準部長

嘉数です。よろしくお願いいたします。

○小池賃金室長

最後に賃金室長、私、小池でございます。

あと、事務局として、後ろの方に、宜間補佐と柴垣係員の 2 人がおりますので、よろしくお願いいたします。

なお、事務局につきましては、嘉手納労働基準部長が退職しまして、後任に、ただいまご紹介申し上げました、嘉数労働基準部長が着任しておりますので、ご挨拶をさせていただきます。

○嘉数労働基準部長

4 月 1 日付けで、沖縄労働局労働基準部長を拝命致しました、嘉数ござい

ます。

委員の皆様には、今年度もしっかりとした審議を行っていただきますよう、事務局の一員として運営を担っていく所存でございます。

よろしくお願い致します。

○小池賃金室長

はい、ありがとうございます。

続きまして、議事次第2番目の「会長、会長代理の選任」に移ります。

資料編の9ページに資料6がございますが、そちらに最低賃金法がありまして、会長及び会長代理については、最低賃金法第24条第2項並びに第4項の規程によって、公益委員の中から委員が選挙することとなっておりますので、公益委員のうちから、会長及び会長代理の推薦をお願いしたいと思います。

(委員、挙手)

○小池賃金室長

はい、石川委員。

○石川委員

はい、お疲れ様でございます。

毎年、この為に来ているような感じになっているのですが、石川の方から推薦をさせていただきます。

これまでの実績等を勘案致しまして、会長には島袋委員、会長代理には上江洲委員を推薦したいと思います。

よろしく願いいたします。

○小池賃金室長

はい、ありがとうございます。

ただいま、労働者側委員の石川委員より、会長に島袋委員、会長代理に上江洲委員とのご推薦をいただきましたが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○小池賃金室長

ありがとうございます。

ただいま、異議なしのご意見をいただきましたので、皆様のご了承が得られ

たということで、今年度の当審議会の会長には島袋委員、会長代理は上江洲委員にお願いしたいと思います。

それでは、当審議会の議事の進行につきましては、これからは、島袋会長にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○島袋会長

島袋でございます。

今年度も引き続き、会長を務めさせていただくことになりました。

大変光栄でございます。

沖縄地方最低賃金審議会における調査審議が、労使各委員のご理解とご協力を得て、充実した審議かつ円滑に進めることができるよう努めてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

会長代理の上江洲委員からも、挨拶を願いいたします。

○上江洲会長代理

皆様、こんにちは。

会長代理を拝命致しまして、身の引き締まる思いでございます。

分厚い資料でございましたが、これからじっくり審議をしていかななくてはならないのですが、急がないといけないというのも分かっております。

会長をお支えして、そして、円滑な審議に貢献できるように務めさせていただきまますので、どうぞよろしく願いいたします。

○島袋会長

早速ですが、審議に入りたいと思います。

議事次第の3番目、「沖縄県最低賃金の改正決定についての諮問」に移ります。

西川労働局長、よろしく願いいたします。

(西川労働局長、席を立ち、島袋審議会会長席後方へ移動)

○小池賃金室長

委員の皆様におかれましては、資料編2ページの資料2に、諮問文の写しをつけておりますので、ご確認ください。

2ページでございます。

(西川労働局長から島袋審議会会長へ諮問文が読み上げられ、手交される)

○島袋会長

ただいま、西川労働局長より、当審議会へ、今年度の沖縄県最低賃金改定決定に係る諮問を受けました。

本日の各審議事項に入る前に、議事次第の4番目となりますが、西川労働局長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○西川労働局長

改めまして、沖縄労働局長の西川でございます。

本日はお忙しい中、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

今しがた、諮問をさせていただきました。

令和5年度第1回沖縄地方最低賃金審議会開催にあたりまして、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

まず、もって審議会委員の皆様には、日頃から労働行政の運営にあたりまして多大なるご理解、また、ご支援を賜っておりますことを、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

さて、約3年と長きにわたる、新型コロナウイルス感染症によります社会経済活動への影響は、ようやく落ち着きを見せ、観光客の回復などによりまして、県内経済は回復を見せております。

それに伴いまして、沖縄県内の雇用情勢については、直近ですと今年の5月、有効求人倍率が1.20倍ということで、昨年の夏から改善傾向というのが続いております。

業界、業種を問わずに、人手不足感というのがますます強まっていると承知をしております。

人手不足が強まる一方で、原材料価格の高騰などによりまして、物価上昇も続いております。

経済が回復傾向にある中で、企業経営者には非常に難しい舵取りが続きますが、物価高の影響は、企業物価のみならず消費者物価についても、さまざまな品目の上昇が続いております。

そうしたことを受けまして、今仕事を探されております求職者の皆様は、物価高の影響を受けて、これまで以上に賃金などの処遇または待遇に強い関心を持っております。

こうした状況の中、人材確保のために県内企業におかれましては、賃上げ等

処遇改善が続いておりますが、さらなる県経済の発展、また、豊かな県民生活の実現に向けて、こうした賃上げの動きを賃金と物価の安定的な好循環につなげ、持続的でまたは構造的なものとする必要があると考えております。

先月、6月16日閣議決定をいたしました、経済財政運営と改革の基本方針、「いわゆる骨太の方針2023」では、

- ・構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく
- ・地方、中小、小規模企業について、生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原始の確保につなげる
- ・今年は、最低賃金の全国過重平均が1000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論を行う
- ・地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る

と閣議決定をしたところでございます。

審議会の委員の皆様におかれましては、先ほどの沖縄県内の社会経済の動向、そして、この政府方針についても十分考慮いただきながら、また、最低賃金が労働者の生活の安定、労働力の質的向上、そして、事業の公正な競争に資するという目的を踏まえまして、今年度の最低賃金額改正につきましてご審議をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

本日が、キックオフとなります。

それぞれのお立場から、さらなる県経済の発展に向けて、慎重にご審議いただきますよう重ねてお願いを申し上げて、私からのご挨拶といたします。

これから何卒、よろしく願いいたします。

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは、議事次第5の審議事項に入ります。

議事次第(1)は、「沖縄地方最低賃金審議会運営規程について」となっております。

沖縄地方最低賃金審議会運営規程につきましては、審議の上で承認することになっております。

事務局から、規程案について説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

規程案について、ご説明させていただきます。

まず、関係法令について、資料編の9ページの資料6をご覧くださいと思います。

9ページの下の方に、最低賃金法の第26条がございますが、そこに最低賃金審議会に関する必要な事項は、政令で定めるとされており、「最低賃金審議会令」が制定されております。

審議会令の概要は、各委員の定数、任命手続き、審議会及び専門部会の招集、議事、庶務その他運営に必要な事項について定められております。

10ページの最低賃金審議会令第8条におきまして、その他この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定めるということになっています。

続きまして元に戻って、3ページをお開き願います。

3ページの資料3でございます。

資料3の沖縄地方最低賃金審議会運営規程(案)を、ご参照いただきたいと思います。

毎年、第1回の審議会で、必要によって、規程内容の改正の必要性等についてご審議いただいております。

今回お配りしております案につきましては、これまでご審議いただいた結果を踏まえて、ご提案させていただいたものであります。

昨年度の第1回本審でご承認いただいておりますが、そこからは、今年度への変更点はございません。

本案内容でご承認いただければ、本日付の施行となります。

ご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま、本審議会の運営規程内容について、事務局から説明がありました。

これについて、疑義等あればお願いいたします。

昨年度と同じ内容ですけど、よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

議事運営規程の変更自体はないとのことですので、特に意見がないということで、本案を承認したいと思います。

ありがとうございます。

では、ご承認いただきましたので、タイトルより(案)を削除していただ

き、末尾記載の附則の施行日を、本日、令和5年7月3日より施行としていただき、審議会を進めてまいりたいと思います。

ここで1点、事務局から説明があるとのことで、よろしく申し上げます。

○小池賃金室長

前年度以前の審議会にて、毎年ご承認いただいている運営規程につきまして、本審議会において、正式に廃止という取扱いがなされておられませんので、この場で、前年度以前の運営規程は廃止という取扱いで、よろしいかというご承認です。

今年度は、今、ご承認いただきましたので、前年度以前は正式に廃止ということで、その取扱いが中に浮いている状態でしたので、ここでご承認いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○島袋会長

先ほど、今年度の運営規程を制定いたしました。前提として、昨年度の運営規程は廃止ということでございます。

よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは、前年度以前の運営規程の廃止ということで承認したいと思います。

それでは続きまして、本規程第7条「議事録及び議事要旨」の第1項の規程によりまして、本日の審議会の議事録署名人をお願いしたいと思います。

労働者側委員の方は、照喜名委員、使用者側委員の方は、佐久本委員をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

続きまして、議事次第、第5の(2)「沖縄地方最低賃金専門部会の設置等について」に移ります。

事務局の方で、説明をお願いします。

○小池賃金室長

はい、説明申し上げます。

資料編 9 ページの資料 6、「最低賃金法の法令」をご覧いただきたいと思
います。

9 ページの資料 6 でございます。

最低賃金法の第 25 条第 2 項において審議会は、最低賃金の決定またはその
改正決定の調査審議を求められたときは、専門部会を設置しなければならない
と規定されており、当専門部会の委員は、最低賃金法第 25 条第 3 項、最低賃
金審議会令の第 6 条第 1 項に基づきまして、当該最低賃金の関係労使の代表委
員及び公益委員の各委員同数で構成し、委員は 9 名以内とすることとなっ
ております。

続きまして、5 ページの資料 4 の沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専
門部会運営規程(案)をご覧ください。

この専門部会の運営規程案につきましては、後日、沖縄地方最低賃金専門部
会でご審議承認いただくこととなっておりますが、先ほどご承認いただきました
沖縄地方最低賃金審議会運営規程との異なる条項は、第 4 条で実地調査並び
に参考人意見聴取の規程がございます。

他は同様の規程となっているのですが、昨年度の専門部会の運営規程との違
いについてご説明します。

第 7 条の会議の公開で、昨年度までは原則非公開とするとの規程につきまし
て、沖縄地方最低賃金審議会運営規程と同様に、「会議は原則として公開とす
る。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある
場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は
率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
がある場合には、部会長は会議の一部を非公開とすることができる」と修文し
てございます。

あと、議事録につきましては「原則として公開とする」と、資料の第 8 条の
第 2 項のほうに、原則として公開するというところを付け加えてございます。

今回は、専門部会の設置についてご検討いただきたいと思
います。

よろしく申し上げます。

○島袋会長

ありがとうございます。

先ほど、事務局から専門部会の運営規程につきまして、原則公開等の内容の
検討説明がありました。

まずその内容につきましては、専門部会で決定するとして、沖縄県最低賃金
の改正について審議調査を行うために、関係法令に基づき、沖縄県最低賃金専
門部会の設置を承認するというところで、よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは、設置の承認に引き続き、沖縄県最低賃金専門部会の委員について事務局から説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

専門部会の構成ですが、委員は公益委員、関係労使の代表委員3名ずつ、計9名で構成する予定であります。

このうち公益委員につきましては、本審公益委員から任命させていただく予定としておりますが、労側と使側の委員につきましては、最低賃金審議会令第3条第1項及び第6条第4項に基づきまして、それぞれの団体からの推薦により選任することとされております。

労側と使側委員の推薦についてですが、専門部会の委員公示を本日から18日火曜日まで行いますので、ご承知おきいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいまの専門部会の委員の選任部分については、よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

それでは続きまして、議事次第第5の(3)「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」に移ります。

これについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

資料編10ページをご覧ください。

10ページに、最低賃金審議会令第6条第5項がございますが、そこによりますと、「審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」となっております。

専門部会で全会一致の場合は、専門部会決議をもって、審議会決議とすると

いうものでございます。

具体的には、専門部会での多数決による決議は、審議会で覆る可能性もありますので、同項の運用にあたっては、原則として、専門部会の決議が全会一致で行われる場合に限られるということでございます。

当審議会におきましては、本年度も最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとして、適用運用につきましては、今説明させていただきましたとおりの取り扱いでよろしいか、ご検討をお願いいたします。

(特になし)

○鳥袋会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明を踏まえ、今年度も最低賃金審議会令第6条第5項の適用にあたりまして、専門部会において全会一致の場合に限り、最低賃金専門部会の決議をもって当審議会の決議としたいと思いますが、この方法でよろしいでしょうか。

(特になし)

○鳥袋会長

ありがとうございます。

それでは、当審議会においては、今年度も、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとして、専門部会における全会一致の決議の場合は、当審議会の決議とするということにしたいと思います。

続きまして、議事次第第5の(4)「運営小委員会の設置について」、事務局より説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

案につきましては、資料編の7ページの資料5をご覧ください。

運営小委員会につきましては、本審の付託により、特定最低賃金、いわゆる産業別の最低賃金の改正の必要性などについて審議を図っていただいております。

現在、沖縄県には6業種の特定最低賃金が設定されております。

19ページの資料8につけておりますが、昨年度末の2月16日に、今年度の特定最低賃金の改正について、畜産食料品製造業、清涼飲料・酒類製造業を除く4業種から意向表明が提出されています。

今月上旬を目途に、正式な申出が行われる予定ということになっております。

申出がなされた場合、労働局長から当審議会に「特定最低賃金の改正の必要性に係る諮問」を行うこととなっております。

つきましては、例年どおり申出がなされた場合に備えまして、先ほどご承認いただきました、沖縄地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、運営小委員会の設置につき、先に本会議においてご承認いただきたいと思っております。

構成につきましては、本審の委員の中から公労使3名ずつ、計9名で構成されます。

任期は、付託を行った期間ですので、年度内となります。

設置の場合は、委員長及び委員長代理において、選任された委員長が会務を総理すること、会議の招集、審議事項については、審議会本審の議決に基づき付託された内容となります。

議事録及び議事要旨の作成については、本審に準じて、議事録署名人の設定を行います。

運営小委員会の審議結果につきましては、本審の会長に報告し、最終的に本審で内容を決定することとなっております。

また、7ページの資料5に、沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)を付けておりますが、昨年の運営規程との違いにつきましては、第7条で会議の公開、これは先ほどの専門部会の案とほぼ同じでございますが、原則非公開で開催するとの規程につきまして、沖縄地方最低賃金審議会運営規程と同様に、「会議は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は、率直な意見の交換、若しくは、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は会議を一部非公開とすることができる」と修文をしたこと等でございます。

先ほど申し上げたとおり、専門部会の運営規程(案)と同様の修正案となっております。

運営小委員会の設置、並びにこの規程案について、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

なお、運営規程案のご承認をいただいた際には、先ほどの本審の運営規程と同様に、前年度以前の審議会についてご承認いただいている運営小委員会の運営規程につきまして、本審議会において、正式に前年度以前の分については廃止ということの取り扱いをさせていただいてよろしいか、併せてご承認いただければと思います。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から運営小委員会の規程等についての説明がありました。

原則公開ということで、例外的なことが規定されていますけれど、運営小委員会もその方針でよろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

ありがとうございます。

(委員、挙手)

○島袋会長

石川委員、お願いします。

○石川委員

石川の方から、運営小委員会の運営規程について、少し質問させていただきたいところがございます。

資料4の5ページの専門部会運営規程(案)第4条に、参考人意見聴取の文言があるかと思えます。

資料5の7ページの運営小委員会の運営規程(案)の中には、その記載がないということで、昨年、労働者側参考人意見ということで、運営小委員会の場で、自動車の代表者の方から意見陳述をしていただきました。

通常であれば、労使双方が意見書をもって、運営小委員会の中で議論を行うところではあるのですが、昨年、第2回の運営小委員会で、直接ご本人がこちらに来ていただいて、自動車(新車)小売業の労働者の代表として特定最低賃金の改正の必要性を伝えていただいたところです。

今年度、同様にそういった意見陳述をやりたいという申出があった場合に、第1回のところでできるのかということと、あと、この規程にない中で、今年も参考人の意見を述べる機会を与えていただくことができるのか、ということを確認させていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○島袋会長

事務局、お願いいたします。

○小池賃金室長

はい。昨年も規程にないところございまして、運営小委員会でご承認をいただき、実際、意見陳述をしていただきたいと思います。

本年度もそういう形で、運営小委員会承認がいただければ、正式に意見陳述を行うという形だと思っています。

○石川委員

では、今年も第1回ではなく、第2回でということによろしいでしょうか。

○島袋会長

事務局、お願いいたします。

○小池賃金室長

そこは、第1回ということで。

実際は、その場で承認をいただいて。

その前に承認というのは、運営小委員会のことですので難しいと思います。

正式には、運営小委員会承認をいただいて、その日のうちに実施ということになるのではないかと思います。

○石川委員

ありがとうございます。

沖縄では、運営小委員会の規程の中に、関係人意見聴取というものがないから、こういった形だということで理解しております。

今後、他の地方の審議会の中で、こういうのをやっているというのを聞いているものですので、もし、来年度以降、規程の中にそういった文言も入れられるのであれば、少し他のところと比べながら、参考にしながらやっていただけたらなと思っています。

今年度は、それでいくという理解でございます。

よろしく申し上げます。

(西川労働局長 挙手)

○鳥袋会長

局長、お願いします。

○西川労働局長

この運営小委員会の運営規程については、資料5の裏面の第10条、規程の改廃は審議会の議決に基づいて行う、となっております。

そのため、審議会の委員の皆さんが、専門部会の第4条に該当するような規程が必要であるということであれば、今、ご審議をいただければと思います。

専門部会の方は、資料の4の第4条ですから、実地調査並びに参考人意見聴取のところになります。

第4条の、部会長は、専門部会の議決により、というところの部会長と専門部会というのを委員長と委員会と読み替えれば、何ら問題はないと思います。

石川委員がおっしゃられたように、運営小委員会が、昨年度、委員会の中で了承いただいて、その次の回に意見陳述をやった事実がありますけれど。

この専門部会の資料の4の第4条の規程を見ていただくと、実はここも専門部会の議決によって、参考人を指名して意見を聴くことができるとしているのので、専門部会の方も実は毎回毎回参考人を呼ぶために、何ら議決なく呼べるかというところではなくて、専門部会の方も一度議決を得た上で、今回なのか次回なのか参考人を呼びましょうと。

運営小委員会について同様の規程を設けるということについて、この審議会でお決めいただければと思いますので、来年度に入れるということではなくて、入れるならば、事務局の方としては、今年度に入れちゃえばいいのかなと、個人的には思いますので、この審議をいただければと思います。

○鳥袋会長

ありがとうございます。

石川委員の質問を受けて、5ページの専門部会の第4条の規程を、運営小委員会の決議によりというふう読みかえて、第4条を運営小委員会の規程に盛り込むという案は、本日、この委員会で決議できるのですが、いかがいたしましょうか。

労側委員はどうですか。それでよろしいですか。

使側の委員もよろしいですかね。

必要性は出てくる場合もあるのではないかと思うのですが。

それでは、専門部会の運営規程の第4条の案を、部会長は、専門部会の決議によりとありますが、そこを部会長は、運営小委員会の決議によりという形になるのでしょうか。

そういう風に取り替えた内容を、運営小委員会規程の会議の招集等の後ですので、第5条の後に置くという形で改正したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員 了承)

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

それでは事務局、その方向での改正をお願いしたいと思います。

○小池賃金室長

はい、わかりました。

一応念のため、もう一度確認させていただきます。

運営小委員会運営規程案の第5条まではそのまま。

第6条に専門部会の第4条の同じ文言、部会長とありますが、これは委員長とさせていただきます。

(事務局内より、訂正の発言あり)

失礼しました。

5条まではそのままということで、第5条と第6条の間に第5条の2というのを新規に入れると。

そこに専門部会の運営規程の案の第4条の内容を、部会長を委員長に取り替えて、そこに組み込むということでよろしいでしょうか。

○島袋会長

ただいまの事務局の説明で、よろしいでしょうか。

(委員、了承)

○島袋会長

それでは、そのように、運営小委員会の運営規程を改正したいと思います。よろしくお願ひします。

ただいま、事務局から説明のあった内容で、運営小委員会の運営規程を改正することを踏まえて、今年度も、運営小委員会を設置するという形でよろしいでしょうか。

(委員、了承)

○島袋会長

ありがとうございます。

そのように対応したいと思います。

それでは続きまして、事務局から説明のあった改正をした上で、事務局、施行は本日より、令和5年7月3日という形でよろしいでしょうか。

(事務局、了承)

はい、ではそのように対応したいと思います。

続きまして、委員の指名について事務局より案を配布いたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局、委員名簿案を配付)

ただいま、委員の皆様のもとへ名簿の案が配付されております。

それでは、特定最低賃金の改正の必要についての諮問が行われた場合、運営小委員会を設置することといたしまして、委員につきましては、沖縄県最低賃金運営規程第3条に基づき、委員を指名させていただきます。

お手元の案のとおり、公益委員は、岩橋委員、西村委員、そして私、島袋。

労働者側委員は、石川委員、知花委員、野原委員。

使用者側委員は、比嘉委員、福地委員、田端委員でお願いしたいと思います
が、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○島袋会長

それでは、このように対応させていただきたいと思います。

ただいま指名させていただいた委員の皆様方におかれましては、よろしく
お願いしたいと思います。

続きまして、議事次第第5(5)「令和5年度年間審議計画について」の検討
に移りたいと思います。

資料として配布されておりますが、内容について、事務局より説明をお願い
いたします。

○小池賃金室長

お配りしています資料編 13 ページの資料 7 に、「令和 5 年度沖縄地方最低賃金の審議計画(案)」を付けておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

そのうち、見開きになっている横表の A3 の表を、見ていただければと思ひます。

昨年と同様のスケジュールで、作成しております。

また、特定最低賃金の審議日程は、特定最低賃金の合同専門部会で最終的に決定されますが、公益委員におかれましては、特定最低賃金の委員も兼ねていただいておりますので、参考までに組み入れさせていただきます。

なお、この日程につきましても、これまでと大きなずれがないように、ほぼ同時に実施することを予定させていただきます。

すでに各委員には、審議計画案を事前に配布させていただきましたが、この計画案に基づいて審議会を開催させていただきます。よろしいか、再度ご確認いただきまして、審議会スケジュールの最終調整をさせていただきます。

ただし、予定どおり結審しない場合について、別途予備日というのを設けております。

日程については、改めての調整が必要かと思ひます。

また、本審議会で、地域最低賃金改正額に係る答申後、答申内容に対する意見聴取の公示を行うこととなります。

公示期間において、異議申し立てがあった場合には、異議に対する審議を行うための本審を開催する必要があります。

この日程案では、8 月 4 日に答申があった場合、8 月 22 日、8 月 7 日に答申の場合は、8 月 23 日といった開催として記載させていただきます。

ご留意いただければと思ひます。

さらに、計画表に記載されております、7 月 25 日から 27 日に実施する予定の専門部会における事業場視察につきましては、現在、調整中ではありますが、地域最賃の改正審議を行う専門部会において、事業場を訪問して経営者等と直接意見交換を行う機会を設けさせていただきます。

現在、専門部会委員は、これから公示することになっておりますので、まだ決まっておりませんが、専門部会委員に選任された委員宛に、別途ご連絡させていただきます。

以上でございます。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から審議計画案の提案がありました。

これについて、ご質問等あればお願い致します。

よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

それでは、当審議会の日程については本計画案により報り行うこととします。

各委員の皆様におかれましては、タイトなスケジュールになっておりますが、調整をよろしくお願いいたします。

それでは、最後の議事次第第5の(7)、「その他」とありますが、事務局から説明をお願い致します。

○小池賃金室長

はい。事務局において、何点かご説明させていただきます。

先ほど局長より、本年度の沖縄県最低賃金の改定について諮問させていただきました。

審議をしていただくにあたりましての重要な参考資料となります、本年4月6日に取りまとめられました、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告についてご説明したいと思います。

資料の21ページの、資料9をご覧くださいと思います。

そちらに、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会ということで書いてございますが、この目安制度の在り方については平成7年の全員協議会報告で、概ね5年ごとに見直しを行うことが適当とされておりまして、これまでも5年ごとに見直しが行われています。

今回、これを受けて、令和3年5月以降、計11回の全員協議会を開催して先ほど申し上げたとおり、4月6日に全員協議会報告が取りまとめられています。

赤く囲まれている部分が、目安制度の在り方に関する全員協議会ということで、中央最低賃金審議会に付託されて協議をされておりました。

次のページを開いていただきますと、これが4月6日の中央最低賃金審議会です承されている全員協議会報告のポイントでございます。

1番目としまして、「中央最低賃金審議会における目安審議の在り方」、ある

べき水準ということで、労使の意見は一致には至りませんでした。引き続き労使で議論することが適当ということで、結論に至ったと。

(2)として、政府方針への配意の在り方ということで、政府方針も勘案されていますが、最賃法に基づく3要素で目安に導くということが必要ということになっています。

あと、中央最低賃金審議会の議事の公開ということで、先ほど専門部会とか運営小委員会のところでもお話がありましたが、公労使の三者が集まって議論をとるところについて、公開することが適当ということで、中央の目安小委員会についても、今年度から公開するということになっております。

公労使が三者揃うということです。

2番目に、「地方最低賃金審議会における審議について」です。

目安の位置づけについては、全国的なバランスを配慮するという観点から目安は示されていると、参考にするもので拘束するものではないと。

地賃の審議を拘束するものではないということを確認したということとされております。

次が、一番大事になってくるところでございますが、「ランク区分の在り方」でございます。

ランク制度は、維持するということになっております。

5年ごとに、総合指数によってランク区分されていますが、そのランク間の差が縮小傾向にあると。

ランク区分が多ければ、そのランク区分ごとに目安に差が生じるなど、最賃額の差が開く可能性があることを踏まえて、今年度からランク数がABCDの4つから、ABCの3つに見直すということになっております。

ランクの振り分けについては、地域間格差の拡大の抑制・適用労働者数の偏りの是正が図られるように、3ランクにするということで影響をできるだけ軽減するということが必要だと。

Aランクの地域数が増えてきたこれまでの経緯もありまして、Aランクは従前どおり同じということです。

ランクは先ほども申したとおり、ABCということで、ただし、AとBの適用労働者数はほぼ同じ割合で定められていることになっています。

発行日につきましては、発行日は審議の結果で決まると。

最賃法でも、公労使で議論して決定するというところで。

地方最低賃金審議会にも周知することが適当ということで、中央最低賃金審議会では言うております。

それに基づいて次のページに、令和5年度から適用されるランクということで、令和5年度からABCの3つになっております。

沖縄は、Cランクでございます。

右の方は、昨年度までのランクでございます。

労働者の比率として、AとBが同じ45%前後ということで、変わっております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から「目安制度の在り方に対する全員協議会報告」について説明がありました。

ご質問等あればお願いいたします。

(特になし)

○島袋会長

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

続きまして、資料編46ページの資料13をご覧ください。

3月10日の本審議会におきまして、田端委員から特定最低賃金に関して、労働局長の職権による廃止の要請について発言がございました。

資料13のとおり、本年3月20日付けをもちまして、「特定最低賃金の廃止の要請について」と題し、一般社団法人沖縄県経営者協会会長より、労働局長宛て提出がございました。

内容については、お読みいただければと思います。

これを受けまして、3月の審議会でも事務局の方で労使の意見を聴く調査をするということで、申し上げているところでございますが、現在、まだ全部を聞いておりません。

それが終わり次第、それをもって関係労使が、廃止に同意される特定最低賃金があれば、それにつきましては、当該特定最低賃金の廃止について労働局長から諮問させていただいて、当審議会でご審議いただくこととなります。

引き続き、事務局としても対応させていただいて、ご報告させていただきましますので、よろしくお願いいたします。

○島袋会長

ただいま、事務局から特定最低賃金の廃止の要請について説明がありました。

これについて、ご質問等あればお願いいたします。

(委員、挙手)

○島袋会長

石川委員、お願いいたします。

○石川委員

今、この46ページの中で6業種の業種が上がっているかと思いますが、4業種の糖類製造業、各種商品小売業、自動車(新車)小売業、新聞業につきましては、7月上旬に申し出がありまして、本日、この会議の後に、書類の方を提出させていただきたいと思います。

それぞれ4業種の申出の要件を満たしたうえで、今回、また、申出をさせていただきますので、ぜひ、この4業種につきましては、廃止の要請の中にも記載がございますが、運営小委員会の中で、その改正の申出の必要性というのを改めて審議をしていただきたいと思いますなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○島袋会長

ありがとうございます。

その他、ございますでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

それでは、その他について、引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

○小池賃金室長

事務連絡と、今回、配布させていただきました参考資料編と追加資料の説明を若干させていただきます。

まず、事務連絡ですが、今年度の中央最低賃金審議会の目安答申内容につき

ましては、先ほど調整させていただきました。

審議計画では、7月31日に開催予定としています第2回の本審において、目安答申の内容及び経過説明をさせていただく予定としております。

ただし、昨年度もそうでしたけれども、結果が前後する場合がございますので、目安答申出次第、速やかに、委員の皆様には、資料等の情報提供をメール等も含めてお知らせさせていただく予定でおりますので、ご承知おきいただくようお願いいたします。

次に、大変資料が多くて恐縮でございますが、別冊といいますが、資料の次に参考資料がございます。

これまでの審議会において、要望等のありました最低賃金の改正に係る審議の参考となる資料を、配布させていただいているものでございます。

今年度の審議につきましても、ご活用いただければと思います。

また通常は、参考資料編の中に中央最低賃金審議会の第1回を目安に関する小委員会の資料を付けさせていただいているのですが、審議会及び目安小委員会が、6月30日金曜日に開催されたものですから、資料の作成上、申し訳ないのですが、追加資料という形で、参考資料の次に付けさせていただきますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

なお、労働団体より沖縄地方最低賃金審議会事務局や、審議に係る内容について要請をいただいているものについては、資料編の41ページに付けてございます。

資料10、11、その次に、沖縄弁護士会から資料12、労働団体及び使用者団体から最低賃金に関する要望として全国分を、厚生労働省あるいは審議会へいただいたものについては、参考資料編の273ページ以降に添付させていただきますので、後ほど、ご確認いただければと思います。

また、ちょっと飛んで恐縮ですが、業務改善助成金等の関係数値を示した県内及び全国の資料を、資料編の49ページに添付してございます。

このほか、ご入り用の資料などがございましたら、申し出いただければと思います。

可能な限りにおいて、対応させていただきたいと思っております。

以上で、ございます。

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局の方から、その他の関係で説明がありました。

それに関連して、また、本日の議論で、特にご質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは、他に特にございませんので、本日の議事は終了したいと思います。

第2回は、7月31日月曜日、14時からとなっております。

どうぞ、よろしく願いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	い わ 橋 培 樹 岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	う え ず 洲 純 子 上 江 洲 純 子	沖縄国際大学法学部教授
	し ま ぶ くろ 袋 秀 勝 島 袋 秀 勝	弁 護 士
	し ろ 間 貞 城 間 貞	公認会計士・税理士
	に し む ら 村 オ リ 工 西 村 オ リ 工	弁 護 士
労働者代表委員	い し か わ し ゅ う じ 石 川 修 治	連合沖縄副事務局長
	き な ひろ のぶ 喜 納 浩 信	U A ゼンセン沖縄県支部長
	ち はな まさる 優 知 花 優	連合沖縄事務局長
	て る き な と も か ず 照 喜 名 朝 和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
	の はら よう こ 野 原 陽 子	イオン琉球労働組合中央執行委員長
使用者代表委員	お や か わ す す む 進 親 川 進	沖縄県商工会連合会 専務理事
	さ く も と か ず よ 佐 久 本 和 代	沖縄県中小企業団体中央会 総務部長兼総務課長
	た ば た か ず お 田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	ひ が か な え 比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
	ふ く ち あ つ し 福 地 敦 士	那覇商工会議所事務局長
備考	発令年月日 令和5年4月1日 任期満了日 令和7年3月31日 各委員の配列は五十音順 は、会長、○は会長代理	

沖縄地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたとときのほか、沖縄労働局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和5年7月3日から施行する。

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会
 沖縄県最低賃金運営小委員会委員名簿

	氏名	現職
公益代表委員	岩橋 培樹 いわはし てる けい 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	島袋 秀勝 しま ぶくろ ひで かつ 勝	弁護士
	西村 オリエ にし むら あり 工	弁護士
労働者代表委員	石川 修治 いし かわ しゅう じ 治	連合沖縄副事務局長
	知花 優 ち はな まさる 優	連合沖縄事務局長
	野原 陽子 の ばら よう こ 子	イオン琉球労働組合中央執行委員長
使用者代表委員	田端 一雄 た ばた かず お 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	比嘉 華奈江 ひ が か な え 江	株式会社Life is Love 代表取締役
	福地 敦士 ふく ち あつ し 士	那覇商工会議所事務局長
備考	指名年月日 令和5年7月3日 現職一部修正 令和5年7月31日 任期満了日 令和6年3月31日 委員の配列は各側五十音順となっています	

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(設置)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)運営規程第3条に基づき、審議会の決議をもって、運営小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審議会の委員のうちから選出する。

2 委員の任期は、1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(小委員会)

第4条 小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

(会議の招集等)

第5条 小委員会は、委員長が必要と認めたとときのほか、審議会会長、沖縄労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できないものとする。

3 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

4 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

(実地調査並びに参考人意見聴取)

第5条の2 委員長は、小委員会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

(審議事項)

第6条 小委員会は、審議会の議決に基づき附託された事項について審議を行うものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は会議を一部非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 8 条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員 2 人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第 9 条 委員長は、小委員会の審議結果について、書面をもって審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則 この規程は令和 5 年 7 月 3 日から施行する。

令和5年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
1	7.3 (大会議室)	月	1回 15:00	年間審議計画 専門部会、運小役割分担	会長、会長代理選出 地域専門部会の設置 運営小委員会の設置	地域最賃改定諮問 令6条第5項適用 年間審議日程計画				
	7.3(月) ~7.18(火)		地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/3~7/18)					専門部会委員の推薦に係る公示(7/3~7/18)		庁舎掲示板/HP に掲示
2	7.20 (大会議室)	木					1回 15:00	(地域別)部会長、部会長代理選出 実地視察・参考人聴取等の実施について		
3	7.25 ~7.27 (事業場)	火 ~ 木					2回	(地域別)事業場実地視察 左記期間において、影響率・未満率を考慮 し3業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名 事務局2名	
4	7.31 (大会議室)	月	2回 14:00		中賃目安伝達 最賃基礎調査結果報告 特定(産別)最賃改定の必要性について諮問	1回 15:00	委員長、委員長代理選出 特定(産別)最賃改定の 必要性に係る検討	3回 16:00	実地視察結果 参考人意見聴取(労使各1名程度予定)	
	8.2 (大会議室)	水					4回 15:00	(地域別)額提示、調整		
6	8.4 (大会議室)	金					5回 15:00	(地域別)額調整、(結審)		
	8.4(金) ~8.21(月)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)					地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの 意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)		庁舎掲示板/HP に掲示
7	8.7 (中会議室)	月	3回 16:00	特定(産別)最賃専門部会 役割分担、運営について	○地賃専門部会報告(全会一致でなかった場合；採 決) 特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合)	2回 14:00	関係人意見聴取(概要書) 特定(産別)最賃改定の必要 性の有無についてとりまとめ	6回 15:00	(地域別)額調整予備(結審)	
	8.7(月) ~8.22(火)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(採決の場合) 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7~8/22)					(特定)専門部会委員の推薦に係る公示 (8/7~8/22)		庁舎掲示板/HP に掲示
8	8.22 (中会議室)	火	4回 9:30		異議審(8/4答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					
	8.23 (中会議室)	水			異議審(8/7答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
9	8.31 (大会議室)	木						1回 14:00	(産業別合同部会) 部長、部長代理選出 実態調査報告 審議会部会日程調整 (産業別資料説明) 新聞業 自動車(新車)小売業 各種商品小売業 糖類製造業	
10	9.7 (大会議室)	木						2回 14:00 15:30	(産業別) 額の提示 新聞業(14:00~) 自動車(新車)小売業(15:30~)	
11	9.8 (大会議室)	金						2回 14:00 15:30	(産業別) 額の提示 各種商品小売業(14:00~) 糖類製造業(15:30~)	
12	9.11 (大会議室)	月						3回 14:00	(産業別) 額の調整 (結審) 新聞業	
	9.11(月) ~26(火)								特定最賃(新聞) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示
13	9.12 (中会議室)	火						3回 14:00	(産業別) 額の調整 (結審) 自動車(新車)小売業	
	9.12(火) ~9.27(水)								特定最賃(自動車) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示
14	9.14 (中会議室)	木						3回 14:00	(産業別) 額の調整 (結審) 各種小売業	
	9.14(木) ~9.29(金)								特定最賃(各種商品) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示
15	9.15 (大会議室)	金						3回 14:00	(産業別) 額の調整 (結審) 糖類製造業	
	9.15(金) ~10.2(月)								特定最賃(糖類) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示
16	9.19、20 (大会議室)	火水						4回 14:00~ 15:30~	(産業別) 額の調整 (結審:予備日) 各業種	
17	9.27 (中会議室)	水	5回 15:00		(産業別) 額調整、(採決:予備日) 専門部会で結審に至らなかった場合					
	9.27(水) ~10.12(木)								特定最賃(各業種) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示	庁舎掲示板/HPに掲示
18	10.3 (大会議室)	火	(5回) 9:30		異議審(新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業)(予定) 異議申出内容に係る審議(9/11(新聞)、9/12(自動車)、9/14(各種商品)、9/15(糖類)第3回にて結審の場合)					
19	10.6 (大会議室)	金	(5回) 9:30		異議審(新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業)(予備日) 異議申出内容に係る審議 9/19又は20 第4回結審の場合)					
20	10.13 (大会議室)	金	(5回) 9:30		異議審(各業種)(予定) 異議申出内容に係る審議(9/27(各業種)結審の場合)				9/28結審の場合は10/16 開催(予備日)	

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
21	6.3.7 （大会議室）	木	6回 16:00		令和5年度の審議会総括について 令和6年度産業別最低賃金申出意向確認 最低賃金専門部会の廃止について その他					

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会審議日程

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
審議会開催日程																															
開催時間																															
公示期間																															傍聴者へ通知

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
審議会開催日程			第1回本審	予備日																第1回専門部会	予備日			予備日							第2回本審 第1回運営小委員会 第3回専門部会
開催時間			15:00~																	15:00~	15:00~									14:00~ 15:00~ 16:00~	
公示期間																															傍聴人へ通知

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
審議会開催日程	予備日	第4回専門部会		第5回専門部会			第2回運営小委員会 第6回専門部会 第3回本審	予備日	予備日・第7回専門部会 第4回本審	予備日				予備日・第8回専門部会 第4回本審	予備日							第4回本審(異議審) (8月4日答申の場合)	第4回本審(異議審) (8月7日答申の場合)	第4回本審(異議審) (予備日8月8日答申の場合)	第4回本審(異議審) (8月9日答申の場合)			第4回本審(異議審) (予備日8月10日答申の場合)	第4回本審(異議審) (8月14日答申の場合)	特定最賃第1回産業別専門部会(合同部会)		
開催時間	14:00~ 15:00~ 16:00~	15:00~		15:00~			14:00~ 15:00~ 16:00~		14:00~ 16:00~					14:00~ 16:00~								9:30~	9:30~	9:30~	9:30~			9:30~	9:30~	14:00~		
公示期間																																

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
審議会開催日程	予備日 特定最賃第1回産業別専門部会(合同部会)						特定第2回専門部会							特定第3回専門部会 13日は除く				敬老の日		特定予備第4回専門部会									第5回本審採決の場合 予備日		
開催時間	14:00~						14:00~ 15:30~	14:00~ 15:30~				14:00~	14:00~		14:00~	14:00~				14:00~ 15:30~	14:00~ 15:30~							15:00~			
公示期間																															

(旧 益)

